厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社 AYU-NET with NTT 東日本 ひかり de ネット N 利用規約

第1条 (規約の適用)

当社は、この AYU-NET with NTT 東日本 ひかり de ネット N 利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、当社インターネット接続サービス契約約款(以下「接続サービス契約約款」)とこの規約により、光コラボ事業者である当社が東日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款(以下、「I P 契約約款」といいます。)のメニュー5を用いて提供する電気通信サービス(以下、「ひかり de ネット N」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (契約内容)

当社は、IP契約約款に定める下記のIP通信網サービスを当社がひかり de ネット N として提供します。この場合IP契約約款の当社は厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社、IP通信網サービスはひかり de ネットNと読み替えます。

- 2. 接続サービス契約約款の定めと I P契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。
- 3. この規約の定めと I P契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

I P契約約款における規定

メニュー5-1のプラン3-1のものにおける提供の形態による細目がII-1型のものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの

メニュー5-2における提供の形態による細目がII-1型のものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの

メニュー5に係る無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)

(注) 契約者回線の品目が1Gb/sのものに限ります。

第4条 (対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が

接続サービス契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第5条 (提供条件等)

- 1. I P契約約款 第22条(I P通信網サービス利用権の譲渡)の定めが適用されないものとします。
- 2. I P契約約款 第26条 (付加機能の提供) 及び第29条 (端末設備の提供) の定めが適用されないものとします。
- 3. I P契約約款 第63条(附帯サービス)の利用権に関する事項の証明および 支払証明書の発行は提供いたしません。
- 4. 当社はこの規約に基づき甲に提供するメニュー5に係る契約者回線ついて、 通信の付加サービスであるインターネットプロトコルバージョン6による通 信(以下「IPv6通信」といいます。) 相当の通信が利用できる状態で提供 します。
- 5. I P契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1(9)(学校に限定した利用料金の割引の適用)、(10)(長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用(にねん割))及び(11)(複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用(単身&かぞく応援割))の定めが適用されないものとします。
- 6. I P契約約款 料金表 第2表 第2の1(8)(学校に限定した工事費の割引の 適用)及び(9)(分割した工事費の適用)の定めが適用されないものとします。
- 7. I P契約約款 附則に定める利用料金及び工事に関する費用に係る割引に関する規定については、そのいずれも適用しないものとします。(I P契約約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含みます。)
- 8. I P契約約款第22条の2(I P通信網サービスの転用)に規定する契約者回線の転用を行う場合であって、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用が、I P契約約款 料金表 第2表(9)の規定により分割支払いが完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を申込者に引き継ぐこととし、申込者はその分割支払金を当社に支払うこととします。
- 9. I P契約約款第 2 2条の 2 (I P通信網サービスの転用) に規定する契約者回線の転用を行う場合であって、転用前の契約者回線に係る新規申込時の工事の態様に応じた利用料金の割引 (東経企営第 12-32 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 3 項、東経企営第 12-88 号 (平成 24 年 8 月 30 日)の附則第 3 項、東経企営第 12-159 号 (平成 25 年 1 月 31 日)の附則第 4 項、東経企営第 13-13号 (平成 25 年 4 月 30 日)の附則第 3 項、東経企営第 13-96 号 (平成 25 年 9 月 30 日)の附則第 3 項、東経企営第 13-153 号 (平成 26 年 1 月 31 日)の附

則第3項、東経企営第14-47号(平成26年6月30日)の附則第3項及び東経企営第14-104号(平成26年9月30日)の附則第3項に規定する割引を含みます。)の期間中である場合は、その割引の残余の期間に相当する期間の利用料金について、その利用料金の割引額と同額を割り引いて適用します。

10. この規約に定める事項以外については、IP契約約款の定めが適用されるものとします。

第6条 (提供料金)

当社は、この規約の第1項に規定するIP通信網サービスについては、IP契約約款料金表に定める利用料金及び工事に関する費用に代えて、次に定める額を適用します

ア)メニュー5に関する利用料金基本料

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金額(税別)
メニュー5	100Mb/s のもの	5,300 円	
-1に係る	200Mb/s のもの		5, 300 円
もの	1Gb/s のもの		5, 300 円
メニュー5	100Mb/s ∅	プラン・ミニに係るもの	4,100 円
-2に係る	もの	プラン1に係るもの	4,100 円
もの		プラン2に係るもの	4, 100 円
	200Mb/s Ø	プラン・ミニに係るもの	4, 100 円
	もの	プラン1に係るもの	4,100 円
		プラン2に係るもの	4,100 円
	1Gb/sのも	プラン・ミニに係るもの	4,100円
	0	プラン1に係るもの	4, 100 円
		プラン2に係るもの	4, 100 円

加算額 機器利用料

1装置ごとに月額

	料金額(税別)		
回線接続装	無線LAN対応型ルータ	基本装置	300 円
置	機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)	増設装置	100円

付加機能 請求書等の発行に関する料金の額

区分	単位	料金額(税別)
発行手数料	1の請求書の発行	300 円
	ごとに(ただし支	
	払債務の口座振替	
	等ができる金融機	
	関等の届出・登録	
	が当社と行われて	
	いない場合)	
収納手数料	1の請求書による	_
	IP通信網サービ	
	スの料金その他の	
	債務の支払いごと	
	に	

イ)メニュー5に係る手続きに関する料金

区分	単位	料金額(税別)
契約料 (契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円

I P契約約款第22条の2(I P通信網サービスの転用)の規定により転用があったときは、申込者は、以下に規定する転用に関する料金の支払いを要します。

区分	単位	料金額(税別)
転用手続き費(契約事務手数料とし	1契約ごとに	3,000円
て)		

ウ)メニュー5に係る工事に関する費用

契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目(保守の態様による細目を除きます。)の変更、端末設備の設置若しくは移転、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。)の設置若しくは廃止、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	料金額(税別)	
ア基	(ア) (-	イ)以外の場合	1の工事ごとに	4,500円
本 工			基本額	
事費			加算額	3,500円
	(イ) 3	を換機等工事の	1の工事ごとに	1,000円
	みの場合	•		
イ 交換	イ 交換機等工事費		1 契約者回線ごと	1,000円
		に		
ウ 回	屋内配	メニュー5-	1配線ごとに	10,400 円
線終	線設備	1に係るもの		
端装	の部分	メニュー5-	1配線ごとに	7,400 円
置工		2に係るもの		
事費	回線終端装置の部分		1装置ごとに	2,100円
工機	(ア) 回線接続装置で			別に算定する実費
器工	あって(イ)以外のも			
事費	0			
	(イ) 酉	己線設備多重装	1の工事ごとに	7,400 円
	置			

エ) その他の料金及び工事に関する費用

ア)からウ)以外の料金及び工事に関する費用については、IP契約約款の規定に定めるところによります。

第7条 (個人情報の第三者への開示等)

申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いを合意いたします。

- ア) 当社が、申込者又は利用者から、氏名、住所等当社がサービスを提供するため に必要な情報を東日本電信電話株式会社へ提供。
- イ)協定事業者(IP契約約款 第3条21欄に規定するものをいいます。ただし、利用者がIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)、特定事業者(IP契約約款 第3条11欄に規定するものをいいます。)、東日本電信電話株式会社が別に定める携帯・自動車電話事業者(ただし、利用者が契約を締結しているものに限ります。)又はメニュー6の契約者(ただし、利用者が契約を締結しているものに限ります。)から請求があった場合における、東日本電信電話株式会社が、その協定事業者、特定事業者、携帯・自動車電話事業者又はメニュー6の契約者への、利用者の氏名、住所及び通信履歴等の情報の開示。

- ウ) 東日本電信電話株式会社の委託により I P通信網サービスに関する業務を行 う事業者への通信履歴等利用者に関する情報の開示。
- エ) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその 情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

以上

平成27年2月1日策定